

★坂東市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付の流れ★

①補助金交付申請書提出 1部（提出先：市役所2F生活環境課 ※郵送での申請不可）

✓欄	
☐	坂東市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書【様式第1号】
☐	補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
☐	補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書の写し
☐	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
☐	補助対象設備の設置予定箇所の位置図
☐	補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
☐	申請者以外の者が所有者である場合又は共有者がいる場合は、当該所有者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
☐	設置者自ら又は設置者と同一住所地において居住する者が「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類
☐	委任状（代理人が申請する場合に限る）
☐	その他市長が必要と認めるもの

※先着順（提出書類をすべて添付された上での）受付となり、予算を超えた時点で終了となります。

②交付決定通知書【様式第2号】受領（受付・審査・現地確認後、2週間前後で通知書を送付します）

➡ 設置工事着手開始

※交付決定通知書受領後に工事着手して下さい。

建売の場合は、受領後に引渡しを受けて下さい。

➡ 設置工事完了

交付決定通知書を受領後に、申請時の内容に変更等が発生した場合は、変更・中止・廃止承認申請書【様式第3号】を提出し、承認を受ける必要がありますので、ご注

③実績報告書提出（設置工事完了日から30日以内又は当該年度の3月14日のいずれかの早い日まで）

✓欄	
☐	自立・分散型エネルギー設備導入促進事業実績報告書【様式第5号】
☐	補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
☐	補助対象設備の保証書の写し
☐	補助対象設備の設置状況が確認できる写真
☐	太陽光発電設備の設置が確認できる現況写真
☐	その他市長が必要と認める書類

④補助金確定通知書【様式第6号】受領（受付・審査・現地確認後、2週間前後で通知書を送付します）

⑤補助金請求書【様式第7号】提出（確定通知書受領後、速やかにご提出して下さい）

⑥補助金振込確認（補助金請求書提出後およそ1か月前後でお振込みします）